

# 公益財団法人 情報通信学会

## 会員に関する規則

### (会員規則)

#### (目的)

**第1条** この規則は、公益財団法人情報通信学会定款（以下「定款」という。）第11条に基づき、公益財団法人情報通信学会（以下「学会」という。）の会員に関して、定款の規定を補完するものとして必要な事項を定めることを目的とする。

#### (正会員に関する補足)

**第2条** 定款第5条第2項第1号に規定する正会員を、更に次のとおり区分する。

- (1) 正会員（一般） 個人の正会員であって、次号及び第3号に掲げる者以外の者
  - (2) 正会員（院生） 大学院生
  - (3) 正会員（特別） 賛助会員に所属する役職員であって、同賛助会員が年会費1口あたり5名の範囲内で個人を特定して入会及びその追加又は変更を申請し、その申請を理事会が承認した者
  - (4) 正会員（団体） 非営利の研究機関
- 2 正会員（団体）に所属する研究者（大学院生を含む。）であって、同正会員（団体）が年会費1口あたり5名の範囲内で個人を特定して入会及びその追加又は変更を申請し、その申請を理事会が承認した者を、前項の区分に従い、正会員（一般）又は正会員（院生）とする。本項において、大学院生は1人0.5名として計算する。
- 3 正会員（一般）及び正会員（院生）は、定款第4条に掲げる学会の事業を企画し推進する主体として、自発的に事業に参画する使命を有する。

#### (年会費)

**第3条** 定款第7条第1項における正会員、学生会員及び賛助会員の年会費を次のとおりとし、その納入期限を毎年度6月末日までとする。

- (1) 正会員（一般）及び正会員（特別） 10,000円
  - (2) 正会員（院生）及び学生会員 5,000円
  - (3) 正会員（団体）及び賛助会員 1口10万円で1口以上
- 2 正会員（特別）並びに前条第2項の規定により入会した正会員（一般）及び正会員（院生）の年会費については、所属する賛助会員又は正会員（団体）の年会費の中から納入されたものと看做し、個人による納入を要しない。
- 3 会員の年会費は、毎事業年度における合計額の2分の1以上を公益目的事業のために使用することとする。

#### (長期在籍会員に対する年会費の免除)

**第4条** 満70歳以上で年齢と学会に在籍した年数との和が100に達した正会員（一般）については、申請により理事会の承認を経て、翌年以降の年会費の納入を免除する。

- 2 前項の規定は、満60歳以上の正会員（一般）が次の式により算出される年数分の年

会費を一括して納入した場合に準用する。この場合、納入した年の翌年以降の年度の年会費については、年額を9,500円として計算する。

算出式  $(100 - \text{年齢} - \text{在籍年数}) / 2$  【小数点以下切り捨て】

- 3 前二項における年齢及び在籍年数の算定基準日は毎年4月1日とし、在籍年数については、他の会員種別に属していた期間を通算することができる。ただし、会費の未納がある期間は在籍年数に含めない。

**(自動払込みにより年会費を納入する場合の年会費の減額)**

**第5条** 正会員（一般）、同（院生）及び学生会員が年会費を自動払込みにより納入する場合、第3条の規定にかかわらず、年会費を次のとおりとする。ただし、年会費の未納がある場合、未納が解消されるまで本条は適用しない。

- (1) 正会員（一般） 9,600円
- (2) 正会員（院生）及び学生会員 4,800円

**(学会誌の配布等)**

**第6条** 会員に対して、次のとおり、当該年において発行される学会誌を無料で配布する。ただし、年会費の未納がある者を除く。

- (1) 個人の正会員、学生会員及び名誉会員 各号1部
  - (2) 正会員（団体）及び賛助会員 年会費1口につき各号3部以内で希望する部数
- 2 第4条の規定により年会費の免除を受けた会員に対する学会誌の配布は、前項の規定にかかわらず有償とする。その額は、正会員（一般）が学会誌発行に関して実質的に負担している額に相当する額とし、会長が理事会の承認を受けて別に定める。
- 3 会長は、学会の行事について参加費を徴する場合、理事会の承認を得て、会員に対する割引を設けることができる。

**(会員の異動及び種別の変更)**

**第7条** 会員の住所、所属先等に変更があったとき、及び、正会員（団体）又は賛助会員の代表者に変更があったときは、直ちにその旨を会長に届け出なければならない。

- 2 会員は、自己の会員種別を変更する必要があるときは、会長に申請し、理事会の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員への種別変更は、申請によらず、理事会が推薦し評議員会が承認し本人が承諾することにより行われる。

**(改正)**

**第8条** この規則は、理事会が評議員会の承認を受けて改正することができる。

**(委任)**

**第9条** この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を受けて別に定めるものとする。

**附 則**

この規則は、公益財団法人情報通信学会の設立の登記の日（平成23年4月1日）から施行する。